

平成29年度 第7回吹田市建築審査会議事録

開催日時 平成30年2月5日(月) 午前10時00分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席委員 稲田会長 志摩会長職務代理者 井川委員 榊委員 井上委員 野村委員

建築審査会次第

1 吹田市挨拶

2 議案審議

議案第12号

議案第13号

3 その他

会長 定刻になりましたので会議を開催いたします。本日の議事録の署名は、榊委員、井上委員にお願いいたします。

会長 事務局より第12号議案の説明をお願いします。

事務局

第12号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 エレベーター(共同住宅付属棟)

該当適用条文 建築基準法第56条の2第1項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見ございますか。

委員 日影が不適合となる位置を付近見取図で教えて下さい。

事務局 申請地北西側の第一種住居専用地域の住宅部分になります。

委員 影響部分は新築当時から変わっていないということでしょうか。

事務局 そうです。

委員 今回は一部の棟だけの増築ですが今後他の棟でもエレベーターの増築予定はありますか。

事務局 大阪府営住宅ストック活用事業計画に基づいて、物理的にエレベーターの設置ができない棟以外では増築の可能性があります。また、日影規制が既存不適合の物件の場合、日影許可について建築審査会にお諮りします。

委員 「(新築時)全体複合日影図」と「(増築後)全体複合日影図(新築時GLより)」とで既存部分の形が変わっていますが影響はないのですか。

事務局 過去に新築当時から増築していますが日影には影響していません。また、今回の日影に関してはこの過去の増築部分を含めて作成しています。

会長 議案第12号についてご質問、ご意見ございませんか。同意することについて異議ございませんか。ないようですので同意することといたします。

会長 事務局より第13号議案の説明をお願いします。

事務局

第13号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第1項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見ございますか。

委員 法第42条道路からの延長は57.2mですか。

事務局 そうです。

委員 申請地西側の神社沿いの幅員約1.5mの通路と神社側の境界に塀などはありませんか。

事務局 擁壁や塀があります。

委員 その通路から西側道路に出ることができますか。

事務局 人が歩いて通り抜けることはできます。

委員 法人が申請者ですが土地所有者ですか。

事務局 そうです。申請者が土地の所有者です。

委員 敷地の奥の方に建物を建てていますが他の部分では今後建築の予定があるのですか。

事務局 新たな建築計画の話は聞いておりませんが建物を増築等する場合は再度許可が必要となります。

委員 申請地は一方後退なのですか。

事務局 対側の敷地は別に接道しているため後退義務がありません。そのため4mに拡張していくために一方後退となります。

会長 その他ご質問、ご意見ございませんか。同意することについて異議ございませんか。ないようですので同意することといたします。

会長 それでは、事務局よりその他連絡事項があればお願いします。

事務局 次回は3月15日（木）午後14時から特別会議室で開催を予定しています。

会長 それでは以上をもちまして第7回建築審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。